学校いじめ防止基本方針

福井市円山小学校

令和5年4月1日 改訂

目 次

		ページ
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・・・・	1
2	いじめの定義と判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	いじめの防止等のための具体的取組	
	(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育 ・・・	2
	(2) 学校評価への位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(3) いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(4) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(5) いじめの事案対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(6) いじめの解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(7) いじめにより重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	いじめの防止等のための組織	
	(1) いじめ対策委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2) いじめ対応サポート班・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
い	じめの防止等のための組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
いし	じめ対策の年間行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

福井市円山小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定 令和 5年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、 児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

-福井県いじめ防止基本方針より-

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、 いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身 に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるよう に努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある ため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめ に該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育
 - ○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を 大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び あう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置付け

○いじめの防止等のための取組み(環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、 個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る項目を学校評価に位置 付け、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学級通信等で、いじめ防止の取組みを児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ 対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校(先生)は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組を、学校ホームページや学級通信等で、児童 や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的に実施する等、子どもの不安等を把握する取 組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づ

くり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ 防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求め ます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器(スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等)の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児 童
- ○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等)ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもい じめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認 することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取る と同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図り ます。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

- ○「いじめ対応サポート班」による対応 「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決 定し、被害児童を守ります。
- ○被害・加害児童への対応 いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するととも に、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。
- ○外部人材の活用と関係機関との連携 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクール サポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委 員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。
- ○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

- ○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。 この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7)いじめによる重大事態への対処(「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務)

- ○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(30日間を目安とする)」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行います。
 - ・ 重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やか に報告します。
 - ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者へ の情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
 - ・市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ 対策委員会」を常設し、定期的(月1回以上)に開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任

養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- (活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための 具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」に ついての協議
 - ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡 体制づくり

- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存(保存期間:5年)※保存期間は各市町の文書管理規則等に基づく
- いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組 みの点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組みを行います。

(構成員)教務主任、生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭 スクールカウンセラー等

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・関係者からの聴取等による情報収集
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

(3)組織図 【様式2】 P7参照

5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】 P9~P12参照

いじめの情報

いじめ対策委員会(常設)

校長

教 頭

教務・生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当者、学年主任、担任 スクールカウンセラー等

- □学校基本方針に基づく取組みの実施
- □具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- □早期発見のためのシステムづく(相談窓口の設置、面談やアンケートの実施)
- 口いじめに関する情報(疑い含む)や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- □いじめに関する情報があった時の対応
 - ・情報の迅速な共有
 - 事実関係の確認(児童、教職員、保護者等)
 - ・いじめの認知
 - ・教育委員会への報告・連携
 - ・いじめ対応サポート班の立ち上げ
 - ・いじめに関する指導や支援の体制、対応方針の決定
 - ・保護者との連携
- □関係機関への協力要請
- □取組の点検(学校評価への位置づけを含む)

関係教員

- 担任
- ・養護教諭

等

報告 窓口: 教頭 相談

外部人材

連絡:担任、教科担任等

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールサポーター

関係機関

- 教育委員会
- P T A
- · 警察
- 児童相談所
- 地方法務局
- 医療機関
- · 民生児童委員 等

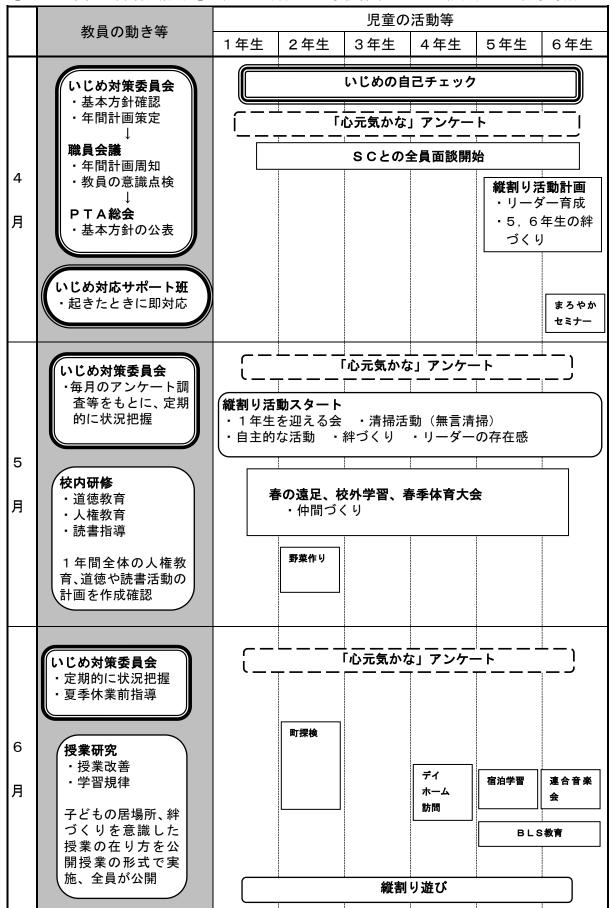
いじめ対応サポート班(特設)

校長・教頭

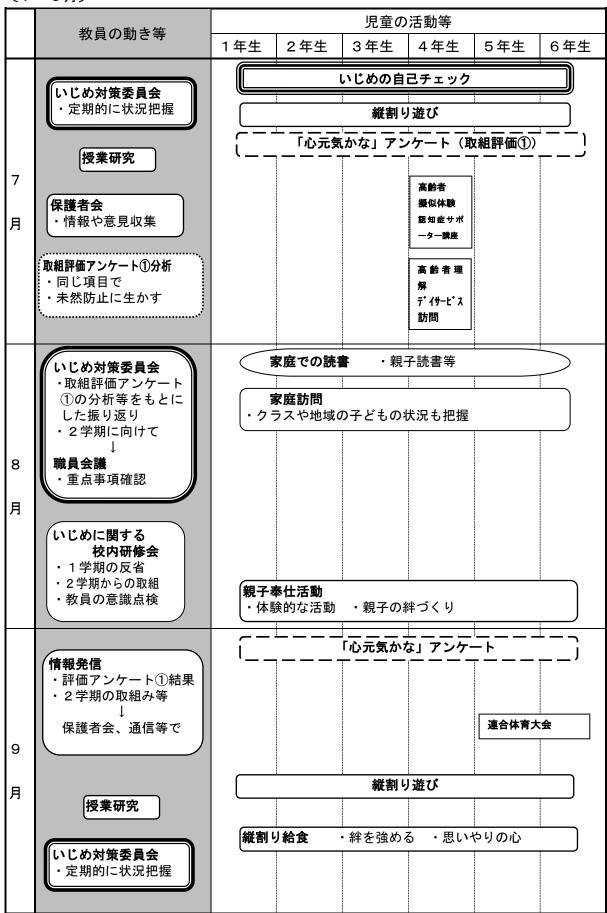
教務・生徒指導主事・養護教諭・教育相談担当・学年主任 担任・スクールカウンセラー等

- 口対応策の立案・実行
- □関係者からの聴取(事実確認)
- □関係児童への指導・支援
- □関係保護者への対応
- □関係機関との連携(必要に応じて、警察への協力要請)
- 口対応状況の報告と今後の具体的な指導・支援方針の提案

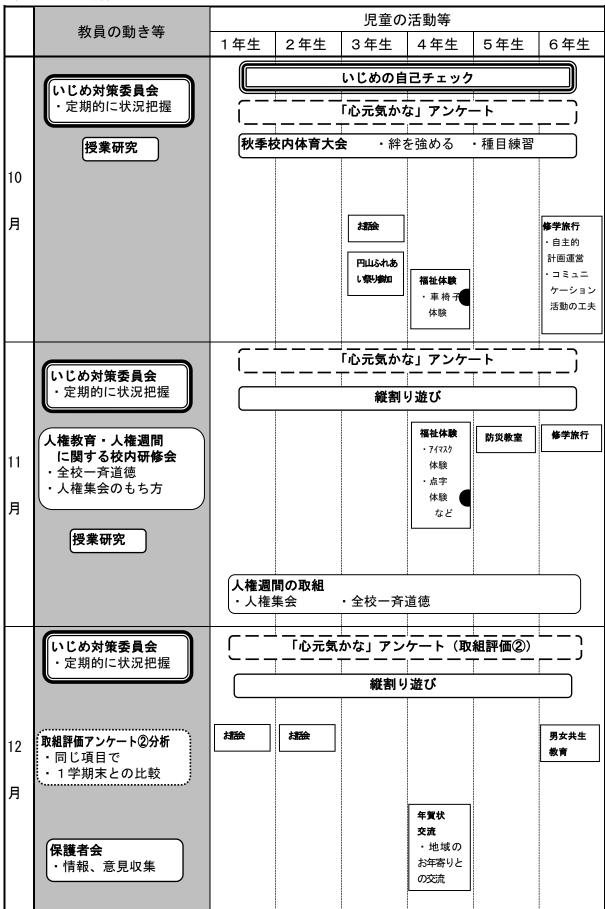
【いじめ対策の年間行動計画】〔4~6月〕 ※学校休業により下記計画から行事等削減



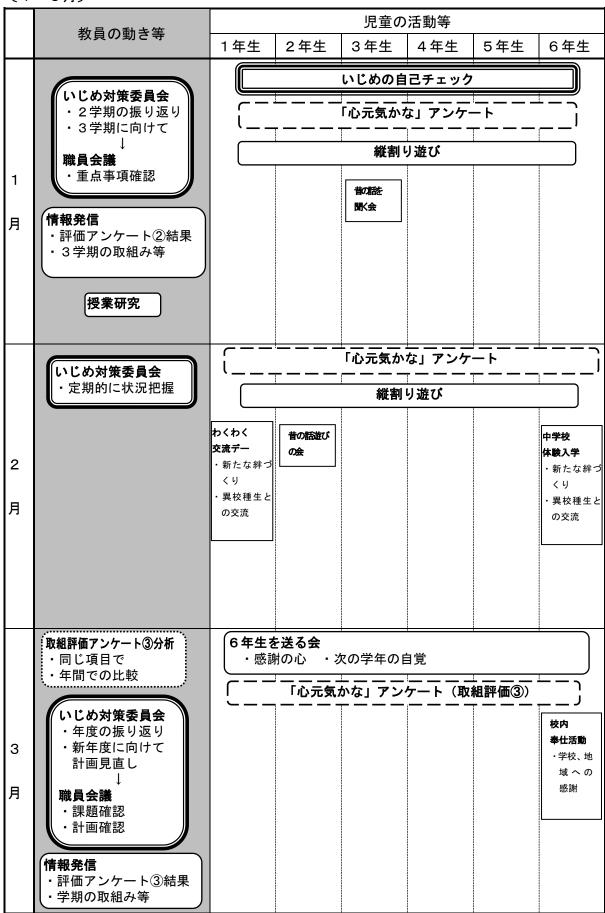
[7~9月]



[10~12月]



[1~3月]



参考資料

基本方針P1

3-(1)「『思いやりや助け合いの心をもって行動できる』子どもを育てる教育」 に関して

「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進

子どもたちを、豊かな心や道徳心、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通 う人間関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない土壌づくりに努めます。

① ほめて伸ばす教育を推進する。

・ふるさとの伝統や自然、偉人の生き方などを学ぶことを通して、人として生きていく上で大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等を含めて児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。

② 人権教育を計画的に行う。

- ・スクールプランの中に人権教育の視点を正しく位置づけ、それに基づいた人権教育 全体計画、推進計画を作るとともに、学年ごとの人権教育年間指導計画を作成し て、計画的、組織的に人権教育を推進し、豊かな心を育みます。
- ・特別支援学級の児童との交流活動や特別支援学校、福祉施設への訪問などを計画的 に行い、発達障害等のある児童生徒との交流を積極的に行います。
- ・「人権教育の手引き」や視聴覚教材等を活用して、指導内容や指導方法の工夫・改善に努め、人権感覚の育成と実践力の向上を図ります。
- ・人権教育担当者を中心に組織的な指導を推進し、全教職員が、同和(部落差別)問題をはじめとする様々な人権問題や人権教育のあり方等についての研修を推し進め、共通理解を図ります。

③ 社会性を育成する豊かな体験活動を推進する。

- ・集団宿泊体験や職場体験、ボランティア活動、異世代・他地域交流活動など、児童 が人と触れ合い、人間関係を作る場を意図的、計画的、系統的に設定します。
- ・子どもたちが学校以外の地域活動や社会団体等の活動に積極的に関わることができるよう、PTAや子ども会、スポーツ少年団等の関係団体との連携を図ります。

④ 道徳教育の充実を図る。

- ・小学校低学年ではあいさつや友だちとの遊びを通して「心と心をむすぶこと」、中学年では「支え合いや助け合い」、高学年では橋本左内ら先人に学び「感謝と相手の尊重」など、人との関わりに関する内容を設定し、思いやりや認め合いの心、感謝の心等を育む指導を行います。
- ・集団の中で規範意識や人間関係能力、コミュニケーション能力を育むため、幼小一 貫した道徳性の育成に努めます。幼児教育から小学校教育への接続カリキュラムを 活用し、幼児期の道徳性を育むとともに円滑な小学校への接続につなげる仕組みを 作ります。

基本方針P2

3-(3)「いじめの未然防止」に関して

いじめの未然防止

いじめが起きない学校づくりに向けて校長が責任を持つとともに、教職員の共通理解のもと、次のような指導を心がけます。また、 日ごろから、子どもたち一人一人を尊重し、信頼関係を深めていくことで、いじめが起きない学級づくりを行います。

① 授業改善に努める。

・児童が学校生活で大半を過ごすのが授業です。授業ルールの徹底を図るとともに、 定期的な校内研修会の実施や校外での研修会に積極的に参加し、授業力や生徒指導 力を高め、教室で過ごす時間が児童にとって居心地の良い時間となるように教員の 指導力向上に努めます。

② いじめの起きない学校・学級づくりに努める。

- ・児童や保護者が気軽に相談できるように、教育相談体制を整え、児童が安心でき、落ち着ける「居場所」を提供します。また、課題を抱えている児童に寄り添い、間違ったり失敗したりしても笑われないような学級づくりを進めます。定期的に相談週間を設けておくことも効果的です。
- ・縦割り班による日々の活動や行事、いじめ防止に関する運動や異年齢の交流活動など児童が主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童による「絆づくり」ができるような「場」や「機会」を準備していきます。
- ・いじめ防止推進運動、相談箱の設置など児童が自ら考える未然防止活動を計画します。また、教師がお手本を示すだけではなく、すべての教育活動を通じて「仲間のために何ができるのか、自発的な思いや行動」が湧き起こるような働きかけをします。児童同士、あるいは教師と児童が共に過ごして居心地の良い場を責任をもって作ります。あいさつ、言葉遣い、環境作りなども大切な観点です。

③ 意識調査を活用した集団づくりを推進する。

- ・定期的に、「学校が楽しいか」「みんなで何かをするのは楽しいか」「授業に主体的に取り組んでいるか」「授業がよく分かるか」などの項目で「意識調査」を実施し、学校や学級の状態を把握します。その結果をもとに未然防止に関わる活動を強化していきます。
- ・子どもたちに安心感を与えるために、「見守る」「ほめる」「心に響く話をする」 などを心がけます。

④ インターネットの正しい利用について啓発する。

- ・児童が、自分でインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行い、児童生徒や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設けます。 (ふくいスマートルール推進運動の推進等)
- ・学級活動の時間等に情報モラル教育の充実を図ることも大切です。必要に応じて警察の「ひまわり教室」などを活用して意識づけをすることも考えられます。

基本方針P3

3-(4)「いじめの早期発見」に関して

いじめの早期発見

日ごろから継続的にチェックシートを活用していじめの早期発見に努めます。また、 定期的にいじめに関するアンケートなどを行い、実態の把握を行います。チェックシ ートは必ず点検し、教師が見守っているという雰囲気を作ることも大切です。

① 児童による自己チェック【実施例】

児童が、いじめ等の被害等について振り返り、チェック表に記入する。

- ○チェック項目について
 - ・チェック項目は、「いじめ、暴力行為」とし、児童が記入する。
 - ・いじめと暴力行為の各々について、「した・された・見た・聞いた」など、児童自 身による加害や被害、他の児童に関する見聞状況が把握できるよう項目を立てる。
 - ・低学年では「今日の心のお天気は・・・」とするなど、様式については、児童の発達 段階や実態に応じて、記入項目を工夫する。
- ○集配、実施時期について
 - ・生活ノート等に、1日ごとに事前に刷り込んだり、1 か月分を余白に添付したり するなどして記入する方法が考えられる。



学級担任が、記入内容を点検し、児童のサインをいち早く把握する。

- ○学級担任は、児童の記入内容にできるだけ早く点検し、いじめ・暴力行為のサイン や気がかりな記述をいち早く把握する。
- ○学級担任は、記入内容に目を通したというメッセージを印等により残す。



気がかりな記入がある場合は、学級担任が個別面談し、速やかに対応する。

○気がかりな記入がある場合は、学級担任が、当該児童から事情を聴取し、一人で抱え込むことなく、管理職や学年主任、生徒指導主事等に相談するなどして、速やかにチームで対応する。

【いじめ等に関する自己チェック 例】

<低学年用>

今日の心を見つめてみよう!

***ウ イチニチ 今日一日どうだったかな? 自分の心とお話ししてみよう。

はれ ピカピカ	•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	たのしくすごせたよ!! くもり ドンヨリ ・・・・	
あめ ザーザー		とっても いやなことや かなしいことがあったよ	あったよ

()月

B	/ // * * * 気持ちにb	心のようす ピッタリの天気に	○をつけてね	なぜそう思ったのか、書いてみよう ドモ 友だちのことでもいいよ	※ たんにん みました
1					
2					
30					
31					

<高学年用>

今日一日をふりかえってみよう! いじめ・暴力などで、いやな思いをすることはありませんでしたか? あてはまるものに○をつけましょう。

()月

	, , , ,	いじめを			暴力を			セイル±ェ	*
日	した	された	見た 聞いた	した	された	見た 聞いた	心の様子を書いてみよう	書いてみよう あてはまる 担任 チェック欄	
1									
2									
3									
÷									
30									
31									

② 教員によるいじめ発見のためのチェックポイント

表のようなそれぞれの場面で児童の様子を観察し、気になる場合はすぐに話を聞く 機会を設定します。本人だけでなく周りの児童の様子も見ていきましょう。また、保 護者会や家庭訪問等を通して、家庭での様子も把握します。

【教員用チェックポイント 例】

【場面等】	【観察の視点】
朝の会	□ 遅刻、欠席が増える
	□ 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ
	□ 表情がさえず、うつむきがちになる
	□ 返事の声が小さい
授業の開始時	□ 忘れ物が多くなる
	□ 用具、机、椅子等が散乱している
	□ 一人だけ遅れて教室に入る
	□ 席を離されている
	□ 周囲がざわついている
	□ 涙を流した気配がある
授業中	□ 頭痛・腹痛などを頻繁に訴える
	□ 保健室やトイレによく行く
	□ 正しい答を冷やかされる
	□ あだ名で呼ばれている
	□ グループ分けで孤立しがちになる
	□ その子を避けるように通る
	□ その子にだけ配付物をわたさない
休み時間	□ 一人でいることが多い
	□ 用もないのに職員室付近にいる
	□ 用もないのに保健室によく行く
	□ 持ち物や掲示物などにいたずらされている
	□ 遊びの中で、一人だけが攻撃されたり悪ふざけの対象になった りする
	□ 机に落書きをされる
	□ 廊下の物掛が散乱したり、ロッカーや下足箱へのいたずらが見
	られたりする
	□ 視線をそらす
	□ 特別教室へ入っている
給食時	□ 食べ物にいたずらされる
	□ その子が触れるものを嫌がる
	□ 机をわざと離すなどグループに入っていない
	□ 話の輪に入っていない
	□ 少食になる

下校時	グループに入らないで一人でいる
	なかなか下校しようとしない、あるいは、急いで一人で帰宅す
	るなど、周囲を気にしている
	その子の机の中の物が散乱している
	作品が壊されたり隠されたりする
	表情が暗く、行動が遅い
	いつも、ほかの子の荷物を持たされている
	部活動を無断で欠席する
その他	持ち物が隠されたり、壊されたりする
	学級内に友だち関係の変化がある

家庭で	
	朝、なかなか起きてこない
	表情が暗くなり、口数が少なくなる
	食欲がなくなり体重が減少したり、過食になり体重が増えたりする
	いらいらしたり、おどおどして落ち着きがなくなったりする
	衣服の汚れが見られ、わけを聞いても話さない
	学用品や所持品が紛失したり壊されたりしている
	親が知らない物を持っている
	部屋に閉じこもることが多く、友だちと遊ばなくなる
	金品の持ち出しがわかることがある
	親や兄弟・姉妹に反抗することが増える
	不審な電話やメールなどが多くなり、急に外出する
	登校時に頭痛・腹痛・吐き気など身体の異常を訴える
	親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする
	教科書やノートが傷み、落書きが多い
	ゲーム等をする時間が増え、現実から逃避しようとする
	早退や無断欠席がある
	急に友だち関係が変化する
	チックが出たり、つめかみをしたりするようになる

基本方針P5

3-(7)「いじめによる重大事態への対処」に関して

★いじめによる重大事態への対処

児童が自殺を企図した場合や相当期間欠席することを余儀なくされている場合(年間 30日を目安)等には、重大事態ととらえ、教育委員会へ報告するとともに、必要な調査 を教育委員会の指導・助言のもとに行います。

調査を教育委員会が行う場合は、指示のもと資料の提出など調査に協力します。

【いじめによる重大事態の例】

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

○学校が主体で調査を行う場合

学校に重大事態調査組織を設置

・いじめ対策委員会のメンバーに担任、教科担任などの関係教員と必要に応じ て、スクールウンセラーなどを加えて組織する。



調査組織で事実関係について調査

- ・事実関係を網羅的に明確にする。
- ・まず客観的な事実をつかむ。因果関係などの特定は急がない。いじめ行為が、 「いつ、誰から、どのような態様」であったか。学校や教員がどう対応したか。 これらを明確にする。
- ・それまでの調査結果の再分析や必要に応じて新たなアンケート調査などを行う。
- ・学校に不都合があっても、事実にしっかり向き合う。



いじめを受けた児童とその保護者に情報を提供

- ・明らかになった事実関係を提供する。
- ・ここで提供する情報のもととなるアンケート調査などは、いじめられた児童やそ の保護者に提供することがあることを調査対象の児童や保護者に説明しておく。



調査結果を教育委員会へ報告

- ・明らかになった事実関係を報告する。
- ・必要に応じて、いじめを受けた児童やその保護者の所見も添える。



調査結果を踏まえた必要な措置

- ・教育委員会の指導、助言等にもとづいて必要な措置をとる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童、その保護者、学級や学校全体等を対象にいじ め対応サポート班を中心に、継続的に支援・指導を行う。

〇報告様式

	#6 #6				\prod				r)	ない でも か の		継続中											
様式2(学校集計用) 【参考】	※本様式については、必要に応じて御活用願います。	せん。	児童	a					⑥いじめへの対処	・概要や対処の状況 (※行為が止んでいない 場合や3ヶ月経過しても解 消していない場合はその 理由を記載) ・重大事態		行為は止んでおり、見守りを継続中	·登校)										
	必要に応じ	カウントしま	、かり被害、ケインをを	15.87 J.87					เก®			行為は止ん。	重大事態(不登校)										
秦 九2	については、	. 5月には7	:する)を経	5						⑤いじめ の報道 【咳当 に「1」を 入力】	0	0	0										
	林	配	田安と	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	;				④いじめの認知後、いじめに係る 行為が止むまでの期間 【該当欄に「1を入力】	3か月越え	0												
	*	217	ノ月をりまる						(を) (を) (上)	3か月以内	0												L
		終し	1(3力	いた。記載					じめの認知後、いじめに 行為が止むまでの期間 【該当欄に「1」を入力】	2か月以内	0												
		い 参	聖 元 友	いまるに関係に					知 され にこっ	1か月以内	-		1										L
		5月(西当の	にかいておりません					の認が出	- 週間以内	0												
		δ δ	からに確	大とされて					である。	α · ω 🗉	0												L
		1 3	だとき	認める	<u>,</u>				⊕(⊢ ⊞	-	-											
		れた同一の	T海が止ん 本人およ7	かり解消をかりを						③いじめ の介油 がトん でいる でいる でいる に「1」格 スカー	2	1	1										
		記入にあたっての留意点 [①]①の認知件数について (例)4月に認知された同一のいじめが、5月にも継続している場合、5月にはカウントにません。 [2]④のいじめが解消されたとは、いじめに係る行為が止んだときから相当の期間(3か月を目安とする)を経、かつ被害児童生徒に心身の苦痛を感じていないと認められ、本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できたとき、併せて教員がいじめの解消を認めたときをいいます。 [3]下記のその他には、被災児童生徒がいじめにあった場合、その状況を簡潔に記載してください。								か の有	0												
										中傷や嫌なことをされるパソコンや携帯電話等で、誹	'S		1										T
		(國)	(例) は、いいない 単世て						回	嫌なことや危険なことをされる	V 0												t
		て いたとに ごでてい							様 複数	金品を隠される、盗まれる、はりさせられたりする													H
		 		ばられて は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、				②いじめの態様 【該当欄に「1」を入力 ・ 複数回答可】	される、捨てられる	Ĕ												L	
	記入にあたっての留意点 (①)①の認知件数について [2]④のいじめが解消された 生徒にい身の古稿を感じ 談等により確認できたとき [3]下記のその他には、被災		年数に の指導 の 出場 に 無認 に 無認 に 無認 に () 他に ()						金品をたかられる	0													
		たって認知	あぶる	ようない					(2) } }	たり蹴られたりするひどくぶつかられたり、叩か 1	0												
		100 100	4001	双条 化二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二					三	して、叩かれる蹴られる軽くぶつかられる、遊ぶふりた	٥ ا												
			[2]	<u> </u>	EJ 5				然	集団による無視仲間はずれ、	0												T
		益	0	0		「その信			1	冷やかしやからかい、悪口や食	ir _												t
					E			_		3月し文句等	0	_											H
		1月12月1月2月3月								2 E	0												H
_		1月2					c	7	_	- E	0												t
月分)		12月					_		①月別いじめ認知件数 【発生した月に「1」を入力】	22 田	0												t
									姓ん	<u> </u>	0												Ī
Ş	核	9月10月					1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	※木幣泊数	あ に 認 こ	10日	0												
4	立〇〇学校	9月					, E	出と	いれ	οщ	0												
4	₩ 0 0 0 0 0	8月					;	×	用出いい	∞ Щ	0												
驅		7月			_			_	⊕```	∠ E	1		1										L
Т Ю		6月			,	2	7	0		υщ	0												ļ
調	100	4月5月6月7月8月								 v E	0												Ļ
፲	ŏ	4					<i>::</i>			4 匠	-	mD -	L/										╀
船			ik	岩十		:	车 数			型型 型形	2	用	女										Ļ
朱		- I I	兼委員 □数	サポート	100	数	ر 1.5			孙 件	2	-	9										L
いじめの状況等に関する調査(4~○	学校名言》来		Juneの対策委員会 実施回数	®いじめ対応サポート班 実施回数	- T	この認知総数:	行為が止んでいる件数 語霊総霊	斯 涓総数:	平成31年度	順 8 8	盂	例1	例2	いじめ1	เงเริช2	ເທີສສ	いじめ4	ເາເ້ສ5	いじめら	∠¢⁄⊋ນາ	เงเวิช8	6¢⁄2ຸດາ	7